

平成 24 年（2012 年） 月

せいかつかいごりようしゃ さま
生活介護利用者 様

じんいんはいちたいせいいかさんたいしょうしゃ にんてい さつぼろし
人員配置体制加算対象者の認定について（札幌市からのおしらせ）

くに せいどかいせい ほんねん がつ せいかつかいご じゅうど しょう かつ
国の制度改正により、本年 4 月より、生活介護について、重度の障 がいのある方に
しえん じっし さい じんいんはいちたいせいいかさん たいしょう かつ かくだい
支援を実施した際の「人員配置体制加算」の対象となる方が拡大されました。

ともに かさん にんてい おこな かさんたいしょうしゃ むね きさい
これに伴い、加算の認定を行いましたので、加算対象者である旨が記載された
あたらしょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう そうふ りょうちゅう じぎょうしょ あたらし
新しい障害福祉サービス受給者証を送付いたします。ご利用中の事業所に新し
じゅきゅうしゃしょう ていじ かさん たいしょう むね つた
い受給者証をご提示いただき、加算の対象となった旨、お伝えいただきますよう
ねが
お願いいたします。

なお、これまで使用されていた受給者証につきましては、区役所までお返しいた
はき ねが
だくか、破棄していただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 じんいんはいちたいせいいかさん 人員配置体制加算について

かさん にんてい う じゅうど しょう かつ う い しょくいん にんずう きじゅん
加算の認定を受けた重度の障 がいのある方を受け入れ、職員の人数を基準より
おお はいち ぼあい じぎょうしょ しはら ほうしゅう いっていがく かさん
も多く配置した場合に、事業所に支払われる報酬に一定額が加算されます。

2 りゅういじこう 留意事項

(1) かさん にんてい りょう かつ ひつよう てつづ
加算の認定について、利用する方に必要な手続きはありません。

(2) じぎょうしょ しはら りょうしゃふたんがく じゅきゅうしゃしょうきさい りょうしゃふたんじょうげん
事業所に支払っている利用者負担額が、受給者証記載の「利用者負担上 限
げつがく たつ かつ りょうしゃふたんがく じゃっかん あ かのうせい
月額」に達していない方については、利用者負担額が若干上がる可能性がありま
こんかい かさん じゅうど しょう かつ う い かくだい しつてき
す。今回の加算は、重度の障 がいのある方の受け入れの拡大やサービスの質的
こうじょう もくてき しゅし りかい ねが
向上を目的としたものですので、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

【担当：〇〇区保健福祉課 TEL〇〇〇-〇〇〇〇（内線 〇〇〇）】